

第二章

自閉症・情緒障害学級の指導内容の研究・開発事業報告 —自閉症・情緒障害学級の教育課程編成の手引—

平成 25 年度自閉症・情緒障害学級の指導内容の研究・開発事業検討委員会委員名簿

専門委員	渡部 匡隆	横浜国立大学 教授
専門委員	野呂 文行	筑波大学 教授
委員	西脇 裕高	清瀬市立清瀬第七小学校 校長
委員	増田 優子	青梅市立若草小学校 校長
委員	伊藤 徳平	国分寺市立第四小学校 統括校長
委員	井ノ口 賀啓	多摩市立諏訪小学校 校長
委員	相馬 雅幸	清瀬市立清瀬第七小学校 主任教諭
委員	野坂 純司	青梅市立若草小学校 主幹教諭
委員	北原 豊子	国分寺市立第四小学校 主任教諭
委員	中村 清香	多摩市立諏訪小学校 主任教諭
委員	古見 誠	清瀬市教育委員会 指導主事
委員	長友 慎吾	青梅市教育委員会 指導主事
委員	古林 香苗	国分寺市教育委員会 指導主事
委員	山崎 智明	多摩市教育委員会 指導主事

I 解説編

1 自閉症・情緒障害学級とは

正式には「自閉症・情緒障害特別支援学級」と言います。本報告では、「自閉症・情緒障害学級」と記します。自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級のことです。

(1) 自閉症・情緒障害学級の教育課程について

東京都教育委員会が作成した「特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引き」（平成23年3月）では、自閉症・情緒障害学級の教育課程の編成について、次のように記述されています。

教育課程編成に当たって

自閉症・情緒障害学級における教育課程編成の考え方は、小学校及び中学校の教育課程に準ずることが基本となり、必要に応じて特別支援学校の教育課程を参考にできる。

ただし、自閉症・情緒障害学級では、知的障害を伴わない自閉症の児童・生徒が在籍していることから、知的障害特別支援学校の指導の形態である「各教科等を合わせた指導」ではなく、各教科及び領域の指導を基本とすることが望ましい。自閉症・情緒障害学級においては、東京都教育委員会が知的障害特別支援学校に位置づけた「社会性の学習」（※1）をそのまま導入することは適切ではなく、障害に配慮した指導として自立活動の時間を設定し、その中で、「社会性の学習」を参考にした自立活動の指導を行うことが望ましい。

- (1) 児童・生徒が主体的に取り組むことができるような活動を設定するとともに、学習活動に見通しをもてるようにしていくことや学習したことの結果を分かりやすくするなどの工夫をして指導する。
- (2) 児童・生徒の障害の状態や実態に応じて、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやり取りを獲得すること、自分の意思を適切に伝えること、相手の立場に立って考える等の指導を自立活動の時間における指導との密接な関連を図り指導する。

(2) 自閉症・情緒障害学級の対象

自閉症の児童・生徒の中には、知的障害を併せ有する児童・生徒と知的障害のない児童・生徒がいます。

東京都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、区市町村における「重層的な支援体制」の整備の一環として自閉症・情緒障害学級の計画的な設置を進めることとしており、その対象は主として知的障害のない自閉症の児童・生徒ととしています。

このため、この本指導資料において解説する教育課程は、知的障害のない自閉症の児童・生徒を対象とした教育課程となります。

(※1) 「社会性の学習」

自閉症の児童・生徒が社会性の障害を有することを前提に、対人関係や社会生活に関わる行動について対応できるように必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、また支援を受けて行動できる力を培うことを目標とした学習。

（自閉症の教育課程の編成と「社会性の学習」平成19年3月 東京都教育委員会）